

(地Ⅲ205F)

平成23年2月24日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長 保 坂 シゲリ

「子ども予防接種週間」の実施に伴う救急医療体制の整備について

子ども予防接種週間の実施についての厚生労働省通知につきましては、平成23年 1月24日付(地皿190F)をもってお送りいたしました。

今般、厚生労働省医政局指導課長より各都道府県衛生主管部(局)長に対し、各地 方公共団体において、期間中の小児救急医療体制に万全を期するよう協力依頼がなさ れました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、予防接種実施 医療機関におきましては、期間中の2次、3次救急医療機関の把握についても周知方 併せてよろしくお願い申し上げます。

医政指発 0222 第 1 号 平成 2 3 年 2 月 2 2 日

社団法人 日本医師会 感染症危機管理対策室長 殿



「子ども予防接種週間」の実施伴う小児救急医療体制について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼 申し上げます。

標記につきまして、各都道府県衛生主管部(局)長あて別添(写)のとおり通知いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、各都道府県・郡市医師会への協力要請等、特段 のご配慮をお願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室 室長補佐 福 原 主査 吉 田

TEL: 03-3595-2194



医政指発 0222 第 1 号 平成 2 3 年 2 月 2 2 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿



「子ども予防接種週間」の実施に伴う小児救急医療体制の確保について

救急医療行政の推進につきましては、平素より多大なご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼 申し上げます。

さて、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種率向上を図ることを目的として、(社)日本医師会、(社)日本小児科医会及び厚生労働省の主催により、平成23年3月1日(火)から3月7日(月)までの7日間、別添実施要綱に基づき「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

当該期間中は、予防接種者の増加が見込まれますが、予防接種実施規則にお示ししているように、予防接種後、高熱、けいれん等の異常な症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること、また、医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った都道府県知事又は市町村長に通報することとなっていることから、各地方公共団体においては、期間中の小児救急医療体制に万全を期すとともに、当該事業に参加する医療機関への周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省医政局指導課 救急・周産期医療等対策室 室長補佐 福 原 主査 吉 田

TEL: 03-3595-2194



健発 0 1 1 7 第 4 号 雇児発 0 1 1 7 第 4 号 平成 2 3 年 1 月 1 7 日

各都道府県知事殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

「子ども予防接種週間」の実施について

予防接種の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、子どもに対する予防接種への関心を高め、予防接種率向上を図ることを目的として、(社)日本医師会、(社)日本小児科医会及び厚生労働省の主催により、平成23年3月1日(火)から3月7日(月)までの7日間、別添実施要綱に基づき「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

つきましては、**貴職におかれま**しても、この週間に合わせて子どもへの予防接種に 関する正しい知識の普及啓発に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

特に平成24年度までの麻しん排除に向けた取り組み等にご理解をいただけるよう 周知を図っていただくとともに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金 に基づいて実施される予防接種についての周知をお願いいたします。

また、これを契機に関係機関とも十分連携をとりつつ、衛生主管部局、母子保健主 管部局、児童福祉施設を所管する児童福祉主管部局が協力して、継続的な予防接種率 向上のための活動を実施していただくようお願いいたします。 予防接種実施規則 (昭和三十三年九月十七日厚生省令第二十七号)(抄)

(接種後の注意事項の通知)

第 七条 予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者に対して、次の事項を知らせなければならない。

- 一高熱、けいれん等の症状を呈した場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- <u>二 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行つた都道府県知事又は市町村長に通報すること。</u>
- 三 前二号に掲げる事項のほか、接種後の安静その他接種後に特に注意すべき事項